

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」(NO120090004)

について意見を述べさせていただきます。

私は、側車付き軽二輪車両区分であるピアジオ社製の三輪車両を購入しました。

購入した動機は、普通免許で乗れ、納車後すぐに二人乗りが可能であること、ヘルメット不要であるからです。

購入時点では、側車付き軽二輪の種類は、中国製の前一輪、後二輪構造の車種や国内製の前二輪改造車種などが候補としてありました。むろん、ピアジオ社製と同様、車体が傾斜できる構造となっています。しかしながら、今回の改定は側車付き軽二輪車の中でもピアジオ社製のみが選択され、特例試験を受験するという内容であります。

性能はピアジオ社製とほとんどかわらない他の車種が今迄どおりの軽二輪で登録でき、普通免許で運転できます。何故、ピアジオ社製のみが今回の対象になるのか？何故、他メーカー品含め、同様の性能車種全部が対象にならなかったのか？等々不公平感が拭えません。

また、二人乗り規制が特例試験合格日から、起算され1年及び3年の規制を受けるようになっておりますが、私達は、車両を保有し運転した実績があります。この実績を考慮せず試験合格日からの起算はいかがなものかと考えます。

私は、購入時点で私達は二人乗り規制の無かった側車付き軽二輪規格の車両を購入したわけですから、購入した=二人乗りできる権利も購入したことになるわけですから、起算日など関係なく、現在の所有者には、無条件で二人乗りの権利を与えてもおかしくないはずです。

とはいえ、通常の普通二輪免許で二人乗りができるまでに相当期間の規制がついているわけですから、そちらとのバランスを踏まえ車両保有日からの起算による相当期間が妥当ではないでしょうか。

ヘルメット規制に関しましても、本来であれば所有時点での権利を主張したいところではありますが、自身及び他者への安全等を勘案した場合、新たに規制することは建設的に合意すべきことと考えます。また、他メーカーの側車付き軽二輪はノーヘルメットですので、こちらも同様にヘルメット規制を今後検討すべきではないでしょうか。

昨年10月の車両区分改定と、今回の免許の改定、どちらからも現行規格の改定ですので細かな部分で理路整然とならない部分は致し方無いと思います。

しかし、私は、購入時点で、購入するに値する「合法的で価値のある車両」を所有しました。その公認されている「側車付き軽二輪」の合法的な価値が、ピアジオ社製品のみが「二

輪に近い特性」であったというだけで、試験で合格しても、その価値が無くなることはどうしても納得できません。

できることなら、今回の改定は中止をしてほしいです。

また、改定の期間も 3/27 のパブリックコメント募集から 6/1 施行開始という短さも驚きをおぼせません。

私も含め、多くの方が今年の不況化の中、仕事を休む環境にはありません。施行開始時期を 10/1 に遅らすか、6/1 施行であっても平成 10 年 3 月末までの移行期間とするべきではないでしょうか。

他の免許とのバランス・道路利用者すべての人への安全などを考慮すれば、このような傾斜可能な車両を保有している私達は、より安全な運転をするとともに、このような課題に対し積極的に協力すべきことと理解はしておりますし、「側車付き二輪」の規格に該当する車種は過去の経緯より法律的には非常にやっかいなゾーンであることも承知しています。

それだけに、私達は協力する義務を背負っていると思っておりますが、所有者との公聴会なども無く一方的に改定だけを通知する方法では、積極的に協力したくてもできない状況であります。

是非、私の今回の意見や思いを踏まえていただき、改定の内容を再考いただきたくよろしく願いいたします。

【個人意見追記欄】

2009 年 4 月 **日**

住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____